

福山地区消防組合建築物同意等事務処理要綱

2016年（平成28年）3月28日制定
2019年（令和元年）6月19日改正
2020年（令和2年）3月31日改正
2021年（令和3年）2月1日改正
2021年（令和3年）3月26日改正
2023年（令和5年）4月1日改正
2024年（令和6年）3月15日改正
2024年（令和6年）3月29日改正
2024年（令和6年）10月24日改正
2024年（令和6年）12月17日改正
2025年（令和7年）6月1日改正
2026年（令和8年）3月23日改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 消防同意事務（第3条―第16条）
- 第3章 検査（第17条―第20条）
- 第4章 建築基準法の認定等に係る事務（第21条）
- 第5章 特殊消防用設備等の認定等に係る意見の事務（第22条）
- 第6章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、福山地区消防組合火災予防規程（平成28年訓令第4号。以下「予防規程」という。）第2章（第9条を除く。）、第3章（第14条を除く。）及び第19条に規定する事務その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持に係る事務の処理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築主事等とは、建築主事又は建築副主事をいう。
- (2) 指定確認検査機関とは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第77条の2第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けた者をいう。
- (3) 危険物等とは、危険物、指定可燃物及び指定可燃物に類するものをいう。
- (4) 設備等技術基準とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の2に定める消防用設備等の技術上の基準をいう。
- (5) 設備等設置維持計画とは、法第17条第3項に定める特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画をいう。

第2章 消防同意事務

(同意書類の收受)

第3条 予防規程第3条の規定による同意書類の收受は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同意書類は、原則として、手交により直接受けるものとする。ただし、指定確認検査機関が提出する場合等で、これにより難いと認めるときは、郵送又は宅配便（以下「郵送等」という。）とすることができる。このとき、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものとする。
 - (2) 受付時間は、平日の8時30分から17時15分とし、平日の受付時間外に到達したもののについては、翌開庁日を受付日とする。
- 2 同意書類を受け付けたときは、同意書類及び消防同意の依頼書に福山地区消防組合文書取扱規程（平成2年訓令第6号）に定める受付印を押印し、文書番号を記載するものとする。

(同意期間)

第4条 法第7条第2項に規定する期間(以下「同意期間」という。)の算定については、次のとおりとする。

- (1) 同意期間については、同意を求められた日（前条により同意書類を受け付けた日をいう。）の翌日を起算日とする。
- (2) 閉庁日は、同意期間に算入する。
- (3) 同意期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日を終了日とする。
- (4) 同意期間中に図書等の不備があったときは、その旨を特定行政庁、建築主事等又は

指定確認検査機関に通知した日から、当該不備が補正されるまでの間を同意期間から除くものとする。

(同意書類の審査)

第5条 予防規程第4条の規定による同意書類は次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 審査は、設備等技術基準及び設備等設置維持計画並びに関係法令の防火に関する規定により行うものとする。

(2) 同意書類の審査等を行ったときは、同意審査書（様式第1号又は様式第1号の2）を作成するものとする。

(現地調査)

第6条 同意書類の審査は必要に応じて、次に掲げる事項について現地調査を行うものとする。

(1) 同意書類に記載された計画内容と現場の状況との照合

(2) 建築場所及び付近の水利の状況

(3) 増改築等の場合にあつては、前2号に掲げるもののほか次に掲げる事項

ア 消火活動又は避難に必要となる施設の状況

イ 危険物等の種類、品名、数量等並びに貯蔵取扱いの状況

ウ 渡り廊下等により接続する場合は、接続部分の距離及び構造

エ 既存部分（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第19条第2項又は第20条第2項において準用する第19条第2項により一の建築物とみなすものを含む。以下同じ。）の建築年月日、用途、構造、面積、収容人員、階段、内装及び防火区画の状況

オ 既存部分に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持管理の状況

(4) その他同意書類の審査を行う上で必要と認められる事項

2 現地調査を行ったときは、現地調査結果報告書（様式第2号又は様式第2号の2）を作成し、同意審査書に添付するものとする。

(同意等の通知)

第7条 特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関への通知は、次により行うものとする。

(1) 同意する場合

同意書類の正本の消防関係同意欄に別表第1に定める「同意する」旨の印を押印し、同意簿（様式第3号）に必要事項を記載するものとする。このとき、同意書類の副本に、設置を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等並びに届出及び申請を要する事項を建築主に通知するため、消防長又は消防署長への届出事項（様式第4号）を添付するものとする。ただし、法第7条に規定する許可、認可又は確認に係る申請を電子申請で行っている場合は、正本に添付するものとする。

(2) 同意しない場合

不同意通知書（様式第5号）を作成し、当該同意書類に添付すること。

- 2 不同意通知書には、不適合事由欄に抵触する法令及び内容を記載し、福山地区消防組合公印規則（平成2年規則第5号。以下「公印規則」という。）別表第1に定める印を押印すること。

（同意書類の返付）

第8条 同意書類の返付は、直接返付するものとする。ただし、指定確認検査機関が郵送等による返送を希望する場合は、依頼書に示す同意書類の紛失等のおそれがない送付方法とすることができる。このとき、郵送等に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものとする。

（計画通知等への準用）

第9条 予防規程第7条において準用する予防規程第2条から第6条の規定による計画通知については、第3条、第5条、第6条及び第8条の規定を準用する。このとき、「同意書類」とあるのは「計画通知書類」と読み替えるものとする。

- 2 計画通知書類を審査し、防火上支障ないと認めるときは、計画通知書類の正本の消防関係同意欄に別表第1に定める「防火上支障ない」旨の印を押印し、同意簿（様式第3号）に必要事項を記載するものとする。このとき、計画通知書類の副本には、設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等並びに消防関係法令に規定する届出等の必要な事項を建築主に通知するため、消防長又は消防署長への届出事項（様式第4号）を添付するものとする。
- 3 計画通知書類を審査し、防火上支障があると認めるときは、計画通知に関する意見書（様式第6号）を作成し、当該計画通知書類に添付するものとする。
- 4 前項の計画通知に関する意見書には、不適合事由欄に抵触する法令及び内容を記載す

るものとする。

(設備計画の処理)

第10条 予防規程第6条の規定による設備計画の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設備計画に記載されている消防用設備等が設備等技術基準に適合しているとき、又は特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に適合しているときは、経過欄に別表第2に定める「確認済」である旨の印を押印すること。
- (2) 前号により消防局において処理したときは、当該設備計画に係る防火対象物の建築場所を管轄する消防署へ当該設備計画書の正本を送付するものとする。
- (3) 前号により、送付を受けた管轄署においては、内容を確認したのち、速やかに消防局へ返却するものとする。
- (4) 同意した後に建築物の計画に変更があった場合は、必要に応じて設備計画の再提出を指導するものとする。ただし、変更内容が軽微なものであるときはこの限りでない。

(免除申請の処理)

第11条 予防規程第10条の規定による免除申請(様式第7号)の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 免除申請を審査し、消防用設備等の全部又は一部を免除できると認めるときは、経過欄に別表第2に定める「願出のことを承認する」旨の印を押印すること。
- (2) 免除申請を審査し、消防用設備等の全部又は一部を免除できると認められないときは、消防用設備等の特例適用不承認通知書(様式第8号)にその理由を記載するとともに公印規則別表第1に定める印を押印し、申請者に返付するものとする。

(事前相談の処理)

第12条 防火対象物の新築、増築、改築等に係る事項について事前に相談を受けた場合は、事前相談書(様式第9号又は第9号の2)により指導の内容、経過等を記録するものとする。

(公開による意見の聴取)

第13条 建基法第48条第15項の規定により、公開による意見の聴取への出席の依頼があった場合は、予防規程第2条第2項に係るものにあつては消防局の職員、予防規程第2条第3項に係るものにあつては同意書類に係る建築場所を管轄する消防署の職員が出席するものとする。

(着工届の処理)

第14条 予防規程第11条の規定による着工届の処理については、着工届を審査し、設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めるときは、経過欄に別表第2に定める「審査済」である旨の印を押印すること。

(設置届の処理)

第15条 予防規程第12条の規定による設置届の処理については、設置届を審査し、設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合し、支障がないと認めるときは、決裁欄に別表第2に定める「届出のことを受理する」の印を押印すること。このとき、新築に係るものについては、点検実施連絡票（様式第9号の3）に必要事項を記入し、設置届の副本に添付すること。

(使用開始届の処理)

第16条 予防規程第19条の規定による使用開始届の処理については、使用開始届を審査し、防火に関する規定に適合し、支障がないと認めるときは、経過欄に別表第2に定める「届出のことを受理する」旨の印を押印すること。

第3章 検査

(中間検査)

第17条 法第17条の3の2に規定する検査を補完するため、当該検査で確認することが困難であると認める事項については、必要に応じて工事完了前に当該事項について検査を実施するものとする。

(検査の実施)

第18条 法第17条の3の2及び火災予防条例第56条第2項の規定による検査は、次により行うものとする。

- (1) 検査は、設備等技術基準及び設備等設置維持計画並びに関係法令の防火に関する規定により行うものとする。
- (2) 前号の検査を行った結果、適合していないと認めた場合、法令に適合するよう指導するものとする。
- (3) 改善の報告があった場合には、確認の検査を行うものとする。ただし、不備事項が軽微なものであり、かつ、写真等で確認できるものについては、検査を省略できるものとする。
- (4) 検査には、必要に応じて管轄する消防署の消防部隊が同行するものとする。

2 福山地区消防組合消防用設備等審査基準第2章第8「各種届出要領」別表第1に掲げ

る軽微な工事で、設置届又は使用開始届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書、当該工事に係る写真等により技術上の基準に適合することが確認できる場合は、現地での検査を省略することができる。

(検査済証の交付)

第19条 予防規程第13条の規定による検査済証の交付は、次により行うものとする。

- (1) 法第17条の3の2の規定による検査（前条第2項の規定により現地での検査を省略した場合を含む。）を行った結果、設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めるときは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別記様式第1号の2の3の2に定める検査済証を交付するものとする。
- (2) 検査済証は、防火対象物ごとに交付するものとする。ただし、敷地単位で設置することとなる消防用設備等又は特殊消防用設備等についてはこの限りでない。

(検査済証の交付証明)

第20条 予防規程第13条の2の規定による検査済証の交付証明は、次により行うものとする。

- (1) 検査済証の交付を受けた者が検査済証を亡失、滅失、汚損等により検査済証を交付した旨の証明を求める場合は、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明申請書（様式第10号。以下「証明申請書」という。）を提出させるものとする。
- (2) 前号の規定により申請された証明申請書の記載事項と交付済みの検査済証の内容が同一であると認めるときは、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明書（様式第11号）に必要事項を記載するとともに公印規則別表第1に定める印を押印すること。
- (3) 第1号の規定による証明申請書には、申請者が交付証明を受けようとする防火対象物の関係者であることが確認できる書類を添付させるものとする。

第4章 建築基準法の認定等に係る事務

(認定等に係る照会の処理)

第21条 予防規程第8条の規定による認定等に係る照会の処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関から認定等に係る防火上の支障の有無について照会があったときは、審査又は第18条の規定による検査の結果に基づき、防火上の支障の有無について（様式第12号）により回答するものとする。ただし、

特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関が回答の方法を指定する場合については、この限りでない。

(2) 前号の規定による回答において審査に係る資料が必要となる場合は、審査の資料として認定に係る申請書の写しを提出するよう指導するものとする。

第5章 特殊消防用設備等の認定等に係る意見の事務

(特殊消防用設備等の認定等に係る意見の処理)

第22条 予防規程第15条の規定による特殊消防用設備等の認定等に係る通知について、総務大臣への意見書の送付は、当該通知を受け取った日から起算して30日以内に行うものとする。

第6章 雑則

(その他の届出処理)

第23条 ヘリコプターの屋上緊急離着陸場の届出の処理については、別に定める「ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導指針」（1990年5月23日制定）により処理するものとする。なお、設置については、事業主の任意の協力によることを前提とすること。

(審査事務の協議)

第24条 第3条から前条の規定による審査及び検査に際し、防火に関する規定又は設備等技術基準の適用に疑義があるときは、消防局と協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。
- 2 建築物等審査・検査事務処理要領及び指定確認検査機関に係る消防同意事務取扱いは、2016年（平成28年）3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）3月31日から施行する。

別表第1

1 「同意する」旨の印

同 意
第 号
福山地区消防組合
消 防 長

同 意
第 号
福山地区消防組合
〇〇消防署長

2 「防火上支障ない」旨の印

防火上支障ない
第 号
福山地区消防組合
消 防 長

防火上支障ない
第 号
福山地区消防組合
〇〇消防署長

別表第2

1 「確認済」である旨の印

年 月 日
確 認 済
福山地区消防組合消防長

年 月 日
確 認 済
福山地区消防組合〇〇消防署長

2 「願出のことを承認する」旨の印

年 月 日
願出のことを承認する
(—)
福山地区消防組合消防長

年 月 日
願出のことを承認する
(—)
福山地区消防組合〇〇消防署長

3 「審査済」である旨の印

年 月 日
審 査 済
(—)
福山地区消防組合消防長

年 月 日
審 査 済
(—)
福山地区消防組合〇〇消防署長

4 「届出のことを受理する」旨の印

年 月 日
届出のことを受理する
(—)
福山地区消防組合消防長

年 月 日
届出のことを受理する
(—)
福山地区消防組合〇〇消防署長

同意審査書(建築物)

課 員	次 長	課長補佐	課 長	部 長	局 長	同意	年 月 日		
							番 号	第 号	
							本件、防火上支障がないと思います。		

受 付 日		申請種別		所 属 名 前		印
6条種別		工事種別				
関係機関				建築受付		
計画変更	第 号	建築番号	第 号			

名 称		主要用途	
		用途区分	
申 請 地		防火地域	
		用途地域	

建築主	住 所			
	名 前			
	電 話			
設計者	住 所			
	名 前			
	電 話			

敷地面積	m ²	申請棟数	棟	危険物	製造所	貯蔵所	取扱所
	申請部分	申請以外の部分	合 計	前面道路	側 m		
建築面積	m ²	m ²	m ²	建ぺい率	/		
延べ面積	m ²	m ²	m ²	容 積 率	/		

着工予定日		完成予定日	
-------	--	-------	--

備 考	
-----	--

同意審査書(建築物)

係 員	係 長	副 署 長	署 長			同意	年 月 日		
							番 号	第 号	
							本件、防火上支障が無いと思います。		

受 付 日		申請種別		所 属 名 前		印
6条種別		工事種別				
関係機関				建築受付		
計画変更	第 号	建築番号	第 号			

名 称		主要用途	
		用途区分	
申請地		防火地域	
		用途地域	

建築主	住 所	
	名 前	
	電 話	
設計者	住 所	
	名 前	
	電 話	

敷地面積	m ²	申請棟数	棟	危険物	製造所	貯蔵所	取扱所
	申請部分	申請以外の部分	合 計		前面道路	側	m
建築面積	m ²	m ²	m ²	建ぺい率	/		
延べ面積	m ²	m ²	m ²	容積率	/		

着工予定日	完成予定日
-------	-------

備 考	
-----	--

同意審査書 審査事項／通知書情報

棟番号

-

建築基準法に係る審査事項		法令条項／内容等
1	敷地内通路	
2	構造制限	
3	屋根不燃材	
4	外壁軒裏防火構造	
5	防火壁	
6	面積区画	
7	高層区画	
8	竪穴区画	
9	異種用途区画	
10	界壁、間仕切壁、隔壁	
11	直通階段	
12	二以上の直通階段	
13	避難階段	
14	内装制限	
15	排煙設備	
16	非常用照明装置	
17	非常用進入口	
18	非常用エレベータ	
19	避雷設備	
20	延焼部分	

必要な届出		通知内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

同意審査書 通知書情報／指導事項

棟番号 -

その他通知事項		通知内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

通知書備考	
-------	--

指導事項	
------	--

現地調査結果報告書

課 員	次 長	課長補佐	課 長	現 地 調 査 年 月 日	年 月 日		
				所 属 名 前	印		
消防受付年月日・番号		年 月 日 第 号					
建 築 主 名 前							
建 築 場 所							
名 称							
1 現 地 の 状 況		<input type="checkbox"/> 支障なし		<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 解体中 <input type="checkbox"/> 既存建築物あり <input type="checkbox"/> その他			
		<input type="checkbox"/> 支障あり（※備考欄記入）					
2 既存防火対象物等の状況		<input type="checkbox"/> 別棟 <input type="checkbox"/> 同一棟 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 消防法上の無窓階（ ）		
		用 途		項（ ）		査察台帳番号	
		構 造 概 要		造 耐火・準耐火・（イ・ロー1・2）・その他 地上 階 地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²			
		消 防 用 設 備 等 特殊消防用設備等 設 置 状 況					
3 事 前 指 導 等		設置指導した消防用設備等又は特殊消防用設備等					
		その他同意の決定に必要な事項等					
※備 考							

現地調査結果報告書

係員	係長	副署長	署長	現地調査 年月日	年 月 日		
				所 属 名 前	印		
消防受付年月日・番号		年 月 日 第 号					
建築主名前							
建築場所							
名称							
1 現地の状況		<input type="checkbox"/> 支障なし		<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 解体中 <input type="checkbox"/> 既存建築物あり <input type="checkbox"/> その他			
		<input type="checkbox"/> 支障あり（※備考欄記入）					
2 既存防火対象物等の状況		<input type="checkbox"/> 別棟 <input type="checkbox"/> 同一棟 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 消防法上の無窓階（ ）			
		用 途	項（ ）		査察台帳番号		
		構 造 概 要 建築物概要		造 耐火・準耐火・(イ・ロー1・2)・その他			
				地上 階 地下 階			
		建築面積		m ²			
		延べ面積		m ²			
		消防用設備等 特殊消防用設備等 設置状況					
3 事前指導等		設置指導した消防用設備等又は特殊消防用設備等					
		その他同意の決定に必要な事項等					
※備考							

同 意 簿

年度

同意月日号 ・番号	月 日 第 号	名 称	
申請者住所		構 造	築 造 階建
申請者名前		用 途	・ () 項
所 在 地		受付月日号 ・番号	月 日 第 号
申請区分	確認・計通・計変・許可・()	建築主事等	

同意月日号 ・番号	月 日 第 号	名 称	
申請者住所		構 造	築 造 階建
申請者名前		用 途	・ () 項
所 在 地		受付月日号 ・番号	月 日 第 号
申請区分	確認・計通・計変・許可・()	建築主事等	

同意月日号 ・番号	月 日 第 号	名 称	
申請者住所		構 造	築 造 階建
申請者名前		用 途	・ () 項
所 在 地		受付月日号 ・番号	月 日 第 号
申請区分	確認・計通・計変・許可・()	建築主事等	

同意月日号 ・番号	月 日 第 号	名 称	
申請者住所		構 造	築 造 階建
申請者名前		用 途	・ () 項
所 在 地		受付月日号 ・番号	月 日 第 号
申請区分	確認・計通・計変・許可・()	建築主事等	

同意月日号 ・番号	月 日 第 号	名 称	
申請者住所		構 造	築 造 階建
申請者名前		用 途	・ () 項
所 在 地		受付月日号 ・番号	月 日 第 号
申請区分	確認・計通・計変・許可・()	建築主事等	

様式第5号

福 消 第 号
年 (年) 月 日

特定行政庁
建築主事等
指定確認検査機関

} 様

福山地区消防組合消防長 ㊟
(福山地区消防組合 消防署長 ㊟)

不同意通知書

本申請書を審査の結果、次の事由により適合していないと認められ、同意できないので通知します。

建 築 場 所	
名 称	
用 途	
建 築 主 住 所 ・ 名 前	
不 適 合 事 由	

様式第6号

福 消 第 号
年 (年) 月 日

特定行政庁
建築主事等
指定確認検査機関

} 様

福山地区消防組合消防長
(福山地区消防組合 消防署長)

計画通知に関する意見書

本計画通知書を審査の結果、次の事由により防火に関する規定に適合していないと認められるので通知します。

建 築 場 所	
名 称	
用 途	
建 築 主 住 所 ・ 名 前	
不 適 合 事 由	

消防用設備等免除申請書

年 月 日

福山地区消防組合

様

申請者

住所

名前

次の防火対象物は以下の構造等であるため、消防法施行令第32条又は福山地区消防組合火災予防条例第47条の規定による特例の適用をお願いします。

所在地				電話			
名称				用途		政令区分	
	建築面積	延べ面積	階数	敷地面積		工事種別	
申請	m ²	m ²		m ²			
既存	m ²	m ²		構造		収容人員	
計	m ²	m ²				人 () 世帯	
免除申請消防用設備等の種類							
消 火 設 備 警 報 設 備 避 難 設 備 そ の 他							
免除申請理由							
※受付欄				※経過欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

3 次の図書を添付すること。

- (1) 付近見取図、配置図及び面積計算書
- (2) 各階平面図
- (3) 立面図、断面図及び矩計図
- (4) はり及び天井伏図
- (5) 建具配置図、件具表及び室内仕上表
- (6) 空調及び衛生設備図
- (7) その他必要な図書

福 消 第 号
年 (年) 月 日

様

福山地区消防組合消防長 ㊟
(福山地区消防組合 消防署長 ㊟)

消防用設備等の特例適用不承認通知書

年 (年) 月 日付で申請のあった消防用設備等の特例の適用については、審査の結果、次の事由により承認できないので通知します。

建 築 場 所	
名 称	
用 途	
承認できない事由	

建物関係者にお知らせです。

この建築物に設置されている、

- 消火器 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 屋外消火栓設備
自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 非常警報器具
非常警報設備 避難器具 誘導灯 連結送水管 非常コンセント設備
 ()

は、6か月に1回点検し、__年に1回消防署に報告することが義務付けられています。

(消防法第17条の3の3)

初回の報告は、 年 (年) 月までに

▲▲消防署 (●●出張所) へ提出してください。

【お問い合わせ先】 福山地区消防組合 ▲▲消防署 予防係 (●●出張所)

電話 ■■■—■■■—■■■■

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明申請書

年 月 日

福山地区消防組合消防局長 様
(福山地区消防組合 消防署長 様)

申請者

住 所

名 前

防火対象物と申請者との関係

次の防火対象物は、消防法施行規則第31条の3第4項の規定による検査済証が交付済であることを証明願います。

防火 対 象 物	所 在 地					
	名 称					
	用 途					
	構 造	造	地上	階	地下	階
	規 模	床面積	m ²	延べ面積	m ²	
検査済証交付番号		第	号			
検査済証交付年月日		年	月	日		
検査年月日		年	月	日		
消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類						
※ 受 付 欄	※ 手 数 料 欄		※ 備 考 欄			
			確認者 名前			
			印			

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 交付証明を受けようとする防火対象物の関係者であることが確認できる書類を添付してください。

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明書

福消証 第 号

申請者

住 所

名 前

防火対象物と申請者との関係

防火 対象 物	所 在 地					
	名 称					
	用 途					
	構 造	造	地上	階	地下	階
	規 模	床面積	m ²	延べ面積	m ²	
検査済証交付番号	第	号				
検査済証交付年月日	年	月	日			
検査年月日	年	月	日			
消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類						

上記のとおり、消防用設備等・特殊消防用設備等の検査済証交付済であることを証明します。

年 (年) 月 日

福山地区消防組合消防局長 ㊟
(福山地区消防組合 消防署長 ㊟)

備考 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみの場合は、設置しないものを消して使用すること。

様式第12号

年（ 年） 月 日

〇〇〇〇〇〇 様

福山地区消防組合消防局長
(福山地区消防組合 消防署長)

防火上の支障の有無について（回答）

年（ 年） 月 日付けで照会のあった見出しのことについては、
次のとおりです。

建築主名前	
建築物名称	
敷地地名地番	
<input type="checkbox"/> 防火上支障ないと認めます。 <input type="checkbox"/> 防火上支障があると認めます。	
※指摘事項	